

横浜市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

制 定 令和6年4月1日 市地防第696号（局長決裁）

最近改正 令和7年4月1日 市地防第906号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、自治会町内会等が設置する道路等の公共空間を撮影する地域防犯カメラに対し、横浜市地域防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の防犯活動の支援及び地域の防犯に対する意識の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、次に掲げる規則、要綱及び要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）
- (2) 神奈川県補助金の交付等に関する規則（昭和45年3月31日 規則第41号）
- (3) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）
- (4) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱取扱要領（平成28年4月1日施行）
- (5) 神奈川県地域防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日施行）

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則、横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会町内会等 次に掲げる横浜市内の団体とする。
 - ア 町、丁目の全部または一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会
 - イ アの自治会町内会をもって構成される地区連合町内会
 - ウ ア及びイに規定される団体のうち、年度途中で新たに設立し、区長が設立に関する書類を受理した団体
 - エ ア及びイに規定される団体のうち、年度途中で既存の団体から分離独立し、区長が設立に関する書類を受理した団体
- (2) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるもの。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象団体は、継続的かつ計画的に地域の防犯に係る活動を行う自治会町内会等（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助事業の要件)

第4条 この要綱における補助事業の要件は、補助対象団体が行う次の各号のすべてに適合する地域防犯カメラの整備とする。

- (1) 補助対象団体が新規設置または機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラで、補助対象団体により整備、運用及び利用され、市民の防犯に寄与するものであること。
- (2) 地域防犯カメラの設置に対し、総会・役員会等の議決等による補助対象団体の意思決定があること。
- (3) 地域防犯カメラについて、ガイドラインに沿った地域防犯カメラ設置運用基準が整備されていること。
- (4) 地域防犯カメラの設置に対し、補助決定を行った日の属する会計年度内に土地所有者の承諾、施設管理者の許可、その他必要となる手続を完了できること。
- (5) 地域防犯カメラの設置場所が、市が設置する防犯灯、その他照明の照射範囲を妨げるものでないこと。また、市が所有する防犯灯のポールに設置されたものでないこと。
- (6) 補助決定を行った日の属する会計年度中に設置工事を終了できること。

(補助対象経費)

第5条 この要綱における補助金の交付対象となる経費は、防犯カメラ、録画装置、保護カバー等の機器の購入費及び設置のための工事費とする。ただし、当該防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕及び電気料金等の維持管理にかかる費用は除くものとする。

(補助率及び補助限度額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とこの事業により設置される地域防犯カメラの台数に28万円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。ただし、補助額は、設置される防犯カメラ1台ごとに算出するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長が別に定める時期までに、地域防犯カメラ設置補助金交付申請書（第1号様式）に別表1に掲げる地域防犯カメラ設置事業収支計算書（第2号様式）を含む書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付決定通知)

第8条 市長は前条で定める申請があったときは、書面及び現地調査等に基づいて審査し、補助を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

- 2 補助金規則第8条の規定に基づく交付の決定の通知は、地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により行うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、速やかに、その旨を、地域防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 前条に定める補助金の交付の決定を受けた補助対象団体(以下「補助事業団体」という。)は、交付決定通知を受けたあとに、申請した内容について変更または申請を中止することが必要となった場合は、地域防犯カメラ設置補助金交付申請変更等申請書(第5号様式。以下「変更等申請書」という。)を速やかに市長に提出するものとする。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の変更等申請書を受理したときは、必要な調査を行うものとし、調査の結果、適当と認めるときは、地域防犯カメラ設置補助金交付申請変更等承認書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業団体が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日を経過した日までとし、地域防犯カメラ設置補助金申請取下げ書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金交付の決定の取消し等)

第11条 市長は補助金規則第19条第1項に基づき補助金の交付の決定を取り消すことができる。取り消した場合は、地域防犯カメラ設置補助金交付の決定の取消等通知書(第8号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業団体は、補助事業が完了した後、補助金規則第14条第1項の規定により、速やかに地域防犯カメラ設置補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて添付書類の省略や追加を求めるものとする。

- (1) 請求書、請求内訳書及び領収書の写し
- (2) 当該地域防犯カメラの設置位置を明記した図面
- (3) 設置された現場の現況写真
- (4) 撮影範囲が分かる写真
- (5) 設置場所の使用等に係る書類の写し
- (6) その他市長が必要としたもの

(補助金額の確定通知)

第13条 市長は、前条に定める実績報告書を受領したときは、その内容確認審査及び工事完了検査に基づき審査し、適当と認めるときは、地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書（第10号様式）により、補助金交付額の確定を通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 前条に定める補助金交付額の確定通知を受けた補助事業団体が、補助金の交付を受けようとするときは、地域防犯カメラ設置補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、補助事業団体の請求に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(財産処分の制限)

第16条 この要綱により補助金交付を受け、取得した財産について、補助金規則第25条ただし書きに規定する「市長が定める期間」は5年とする。

2 この要綱により補助金交付を受けた者は第4条第3号で規定した地域防犯カメラ設置運用基準に則って管理するものとする。

3 この要綱により補助金交付を受け、取得した財産について、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託するときは、あらかじめ地域防犯カメラ設置補助金事業取得財産等の処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出し、その承認を地域防犯カメラ設置補助金事業取得財産等の処分承認通知書（第13号様式）により受けるものとする。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年とする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

申請書の添付資料

| 番号 | 書類名 | 様式等 | 説明 |
|----|-----------------------|--------------|---|
| 1 | 地域防犯カメラ設置事業収支計算書 | 第 2 号様式 | 総事業費（複数台であれば合計額）が 1,000,000 円以上になると見込まれるとき、2 者以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない |
| 2 | 経費の内訳が分かる書類 | 任意様式 | 例) 見積書の写し 等 |
| 3 | 設置場所を明記した図面(地図等) | 任意様式 | 設置場所と撮影範囲を明記 |
| 4 | 設置場所の写真及び撮影範囲が分かる写真 | 任意様式 | |
| 5 | 設置中及び新規設置予定の防犯カメラの仕様書 | 書式の写しまたは任意様式 | 機能強化に係る設置機器の更新のみ |
| 6 | その他市長が必要としたもの | | |